

小林斎場整備運営事業

実施方針（案）、要求水準書（案）に関する個別対話の回答

令和5年3月

大阪市

個別対話の回答

No	書類	頁	項目等	確認内容	回答
1	実施方針(案)	2	施設周辺における地域環境への配慮	施設の建替えにあたって周辺住民との公害防止協定書の有無をご教示ください。	現時点で公害防止協定はありません。
2		7	光熱水費	光熱水費の負担について、提案施設を除く本施設の維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、本市が負担するとされていますが、これは本事業の事業費には含めず、別途市が支払うものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		8	事業スケジュール(予定)	設計・第1期建設期間が提示されていますが、貴市で検討された仮設計画図等がありましたらご提示していただくことは可能でしょうか。また、参考資料として施工ステップ図等もご提示いただけたら有難いです。	仮設計画図、施工ステップ図等については、お示ししません。
4				火葬炉について先行して10炉分を整備し、令和10年4月の供用開始後に4炉分を増築することは可能でしょうか。	第1期の供用開始日(令和10年4月)までに14炉の火葬炉を整備することを必須とします。
5				設計・第1期建設期間は施設整備、第2期建設期間は既存施設の解体・撤去・外構の整備と区分けしてあります。本事業の難易度から、既存施設を先行して解体する事を可として頂きたい。但し、解体する施設の運用については、仮設又は仮使用にて運用を継続するものとします。	供用開始日(第1期)までの既存施設の火葬業務が支障なく運営が可能であることを前提として、既存施設の一部を先行して解体する提案を認めます。
6				第2期の供用開始日(令和11年4月1日)が必須であり、第1期の供用開始日(令和10年4月1日)は事業者提案により前後しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	第1期の供用開始日を変更することはできません。なお、第2期の供用開始日について、前倒しの提案は可能です。
7				工期の短縮により、供用開始日(第1期)及び供用開始日(第2期)を前倒しする提案は加点対象になりますでしょうか。この場合、貴市からのサービス対価の支払時期も前倒しになるという理解でよろしいでしょうか。また、前倒しした場合の事業期間終了時はいつになるでしょうか。	第1期の供用開始日を変更することはできません。なお、第2期の供用開始日について、前倒しの提案は可能です。第2期建設工事を前倒した場合のサービスの対価の支払方法及び審査における評価基準(評価項目・配点等)は、入札説明書等の公表時に示します
8		10	募集及び選定スケジュール	現地見学会の実施予定はございますか。	入札公告後については、遠方からの参加が困難となるような場合が懸念されることがあり、事業への参加の公平性の観点から現地見学会の実施は現在のところ予定していません。
9				現地の見学や施設の運営に関するヒアリング等の実施は可能でしょうか。	
10		13	入札参加者の構成	JVでの参画について、大阪市の特定建設工事共同企業体運用基準においては、JVの構成員数について定められているが、本事業でも構成員数を定めることを考えているでしょうか。	本事業でJVの構成員数について定めることは想定していません。
11				「その他企業」としてSPC運営を担う業務を追加していただきたい。また、「その他企業」が代表企業となることも許容していただきたい。	入札参加グループは、実施方針(案)P.13第2の3(1)①のi)～vii)に記載の企業以外を含めることは可能であり、当該企業を代表企業とすることも可能です。

個別対話の回答

No	書類	頁	項目等	確認内容	回答	
12	実施方針(案)	13	事業契約	SPCの収入は工事中は期末ごとになるのか、また運営時には月ごとの精算になるのか。	具体的なサービスの対価の支払方法については、入札説明書等の公表時に示します。	
13		18	入札参加者の資格等	入札参加資格について、火葬場の施工実績を求める予定はないでしょうか。	実施方針(案)に示す内容のみとなります。	
14		19	入札参加者の資格等	弊社は参加資格が有りますか？	大阪市入札参加資格者名簿への登録があれば、資格はあります。登録については、担当窓口までお問合せ下さい。 入札参加資格者名簿の登録がない場合は、別途資格確認申請書の受付時に提出された書類にて確認を行います。	
15		20	SPCの設立等	SPCを構成する企業の条件について、各企業の資格要件以外の条件が追加されることはあるでしょうか。	現在のところ予定していません。	
16		20	入札参加者及び協力企業の変更	SPCの代表企業を建設段階と運営段階で変更することは可能でしょうか。	代表企業の変更は認めません。	
17		26	整備対象施設の概要	事業予定地の周囲の塀の更新は事業に含まれるのでしょうか。事業に含まれる場合、図面等の情報を開示していただけますでしょうか。	周囲の塀の更新は、本事業に含めて実施してください。図面については別途、要求水準書の添付資料として公表します。	
18		29	都市計画決定	都市計画審議会において本施設の位置が認められない場合には落札者と基本協定を締結せず、また、SPCとの事業契約を締結しない。とありますが、この場合の事業者リスクについての考えをお聞かせ願いたい。	当該リスクについては、実施方針(案)の「資料2 リスク分担表」No.5に該当しますが、ご質問いただいた内容が同項目に含まれていることがわかるよう該当箇所を修正します。	
19				建築基準法51条の手続の状況など近隣との関係について状況を教えてください。	令和5年度中に都市計画決定を完了させる予定をしています。 また、周辺住民等の反対については、本事業の計画段階ではありません。	
20			資料2 リスク分担表 No.19 環境問題	リスク分担について、環境問題における地盤沈下が事業者のリスクとなっているが、通常は事業者のリスク分担とはなっていません。どのようなリスクを事業者が負担すべきと考えているでしょうか。	通常の建設工事を実施する中での地盤沈下については、事業者のリスク負担とは想定していません。事業者側の事由による場合において、事業者のリスク負担となります。	
21			資料2 リスク分担表 No.20～22 第三者賠償など	第三者賠償・引渡前施設賠償・施設損害の各リスク分担について、市及び事業者以外の第三者への賠償や施設の損害について、市が主分担、事業者が従分担に区分されていますが、事業者は免責でご検討願います。また、同様に不可抗力についても、事業者は免責でご検討願います。	ご意見として承ります。 詳細は入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。	
22			32	資料2 リスク分担表 No.24.25 金利変動など	金利や物価の見直しについて、どの程度の周期で調整することを想定しているでしょうか。特に物価変動の調整については、どのような指標を参照する予定でしょうか。	物価変動等に関する詳細な改定方法については、入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。
23				物価変動については提案時点を基準日として、サービスの対価を改定することとしていただきたい。		
24			資料2 リスク分担表 No.26.27 物価変動	物価変動について、主分担が事業者、従分担が貴市とありますが、長期に渡る事業期間での物価変動は、事業者には予測困難な範囲となる為、当該リスクへの主分担は貴市となるのではないのでしょうか。		

個別対話の回答

No	書類	頁	項目等	確認内容	回答
25	要求水準書(案)	5	災害に対応した施設	大規模災害時の対応について、周辺の避難を想定した場合の避難範囲や人数の想定を教えてください。	避難所は事業予定地北東側の大正小学校であり、本施設へ周辺住民が避難することは想定していません。災害発生時の避難については、施設利用者や職員等の安全を確保する程度と考えています。
26				災害時に連携する自治体との広域火葬について具体的な連携内容があればご教示下さい。	現在、京都市及び神戸市との間で「災害時における火葬等の相互応援に関する協定」を結んでいます。広域災害の対応を行った具体的な事案は現在のところありませんが、京都市や神戸市のほか、大阪府からの要請に応じて他自治体の火葬業務を支援することも考えられます。
27		8	維持管理業務	大規模修繕と大規模修繕以外の計画修繕との区別が曖昧となりますので、修繕1件当たりの見積金額による区分をご検討願います。	ご意見として承ります。 大規模修繕の基準については、入札説明書等の公表時に改めて示します。
28				貴市が行う大規模修繕について、例示するなどにより範囲を明確化していただけないか。(例えば屋上防水全体の更新、外壁全体の再塗装、空調機(室外機・室内機)の全部更新など)	ご意見として承ります。 大規模修繕の基準については、入札説明書等の公表時に改めて示します。
29		11	事業スケジュール(予定)	基本計画における建替え手順(ローリング計画)を示して欲しい。	仮設計画図、施工ステップ図等については、お示ししません。
30				小林斎場の建設工事に先立って既存施設の一部を解体することは可能でしょうか。	供用開始日(第1期)までの既存施設の火葬業務が支障なく運営が可能であることを前提として、既存施設の一部を先行して解体する提案を認めます。
31				解体工事について、管理棟(事務所、待合室)等の一部を解体することは可能でしょうか。	供用開始日(第1期)までの既存施設の火葬業務が支障なく運営が可能であることを前提として、既存施設の一部を先行して解体する提案を認めます。
32				既存施設の先行解体について、敷地東側のトイレを解体することは可能でしょうか。	別途、通夜の際に利用することが可能なトイレを設置する場合、先行して解体することも可能です。
33		15	立地条件	事業予定地の土壌汚染やダイオキシンに関する調査は実施しているでしょうか。	土壌汚染に関して調査の実績はありません。ダイオキシンに関する調査については、環境影響評価に係る調査として毎年実施しています。
34		17	解体・撤去施設(既存施設)の概要	既存施設の解体について、既存杭の撤去は必須になるでしょうか。	既存杭を残置することは可能としますが、既存杭の位置や寸法等は記録の上、本市に報告してください。
35				既存施設の施設概要がわかる資料の提示は可能でしょうか。	別途、要求水準書の添付資料として公表します。
36		18	現小林斎場での火葬件数の状況	斎場の利用状況(会葬人員)について教えてほしい。	平均すると1会葬あたりの会葬者数は約12人程度になりますが、幅をもたせた計画としてください。
37				表4 式場利用件数	式場の利用件数において、「大」「小」の区別があるが、これは式場を区切って使用しているということでしょうか。
38		19	業務の対象範囲	設計業務におけるワークショップについて、対象者や開催内容の想定はありますか。	具体的な事項の想定は現在ありませんが、事業者提案や要求水準にない事象が生じた際に、ワークショップ等を開催し、本市や関連団体、近隣住民の意見を聴取しながら問題解決を行ってください。
39				設計業務におけるワークショップについては、近隣からの意見等に応じて実施するものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 具体的な事項の想定は現在ありませんが、事業者提案や要求水準にない事象が生じた際に、ワークショップ等を開催し、本市や関連団体、近隣住民の意見を聴取しながら問題解決を行ってください。
40		21	事前調査業務	敷地内のインフラ情報を教えて欲しい。	別途、要求水準書の添付資料として公表します。

個別対話の回答

No	書類	頁	項目等	確認内容	回答	
41	要求水準書(案)	21	基本施設・諸元	構造形式については事業者が提案することは可能でしょうか。	要求水準書(案)P.29に記載のとおり、構造形式は、鉄筋コンクリート造を基本としますが、意匠等を考慮して一部を鉄骨造等、別の構造形式を提案することも可能としています。	
42		22	諸室構成	待合室は不要という理解でよろしいでしょうか。	火葬中の待合スペースについては待合ロビーの利用を想定しています。そのため、待合個室については必須施設とはしていませんが、待合個室の設置は、事業者の提案によるものとします。	
43				諸室構成において、待合ロビーの記載はありますが、待合室が記載されていません。現在も待合室は使用されていないのでしょうか。	現在、大阪市立斎場では待合個室を設けていません。待ち時間を場外で過ごされている利用者も多く、待合個室を整備することまでは要求していませんが、事業者の提案により、これを設置することは可能です。	
44		23	全体計画	必要に応じて、敷地を分筆・登記する等、建築確認申請上、支障のない計画とありますが、敷地を分筆する理由をご教示ください。	事業予定地が第一種住居地域であるため、計画施設の延床面積が3,000㎡以上の施設面積となる場合には、建築基準法第四十八条に基づき、建築審査会の承認を得る必要があります。ただ、現状火葬場の位置について都市計画決定がなされていないため、建築審査会に諮ることができません。以上の事業予定地の状況を踏まえ、土地の分筆等を前提とするものではありませんが、建築確認上、支障のない計画とするようにしてください。	
45			配置の考え方	貴市で想定している施設全体の総延床面積を、下限値として設定していただきたい。	本事業は、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力を最大限に活用するため、各諸室の配置等は事業者の提案によるものとしており、延床面積の下限値等を示すことは想定していません。	
46			24	既存施設との関係	既存施設の運営上、建設期間中の制約があれば、事前に示してほしい。特にコンクリート打設時に作業が止められてしまうと、品質への影響も考えられるため、可能な限り制限のないようにしてほしい。	運営中の既存斎場の隣地での工事となるため、可能な限り振動や騒音については提言をさせた上で行っていただきたいと考えていますが、特段工事に制約を設ける事は考えておりません。
47		既存施設(現斎場)の運営に支障のない配置とありますが、既存施設を先行して一部解体する計画は認められますでしょうか。先行解体が認められる場合、既存施設の運営に支障のない解体可能範囲をご教示ください。			供用開始日(第1期)までの既存施設の火葬業務が支障なく運営が可能であることを前提として、事業者の提案により先行して解体可能な範囲を検討してください。	
48		(前段)既存施設の運営に支障がない範囲で建替期間中に既存施設の一部を先行解体することは可能でしょうか。 (後段)また、建替期間中に隔地で運営に係る駐車場、待合室、事務所棟を仮設で設けることは可能でしょうか。			(前段)供用開始日(第1期)までの既存施設の火葬業務が支障なく運営が可能であることを前提として、事業者の提案により先行して解体可能な範囲を検討してください。 (後段)隔地に駐車場、待合室、事務所棟を設けることについては、火葬業務に支障がないことを前提に事業者の提案によるものとしますが、本市が別途用地を用意することは想定していません。	
49		既存施設の先行解体については、入札説明書等の公表後の質問にて、具体的な解体範囲を示し、それが可能かどうかを確認することはできるでしょうか。			入札説明書等に関する質問に対する回答の中で、先行解体の可否について回答することを想定しています。なお、質問回答は原則公表としますが、各事業者の技術やノウハウ等に関わる内容と認められる場合は、非公表とすることも可とします。	
50		建設工事中の駐車場確保について、どのように考えているでしょうか。			参列者用のマイクロバスの駐車場は、敷地内に確保できることが望ましいが、事業者提案によるものと考えています。その他の車両の駐車場は、敷地周辺のコインパーキングの利用等を想定しています。	
51				建設工事における霊柩車などの動線は変更せざるを得ないと考えていますが、変更することは可能でしょうか。	事業者提案により動線を変更することは可能です。ただし、火葬業務に支障が生じないように計画してください。	

個別対話の回答

No	書類	頁	項目等	確認内容	回答
52	要求水準書(案)	24	既存施設との関係	既存施設の火葬利用時、式場利用時の利用者動線や葬送行為の流れ等をご教示下さい。	敷地東側の出入口から、参列者及び霊柩車が入りし、炉前ホールを経由し、柩を火葬炉へ運んでいます。 火葬時間中については、参列者は待合ロビーもしくは葬儀会社の用意した敷地外の民間ホール、飲食店等で待機し、火葬が終了後は、炉前ホールにて収骨する流れとなっています。 式場の利用は、斎場利用者全員が利用している訳ではなく、小林斎場での火葬を行う方のうち申請があった希望者の利用となっています。
53			車両動線及び駐車場・駐輪場計画	利用者、霊柩車及び葬祭業者車両の動線が交錯しないよう計画することと記載がありますが、利用者の車両との交錯を防ぐため、東側道路以外に葬祭業者の車両出入口を設けることは可能でしょうか。	工事期間中も「資料2 事業予定地・通行禁止エリア位置図」に記載の内容を基本とします。本市と協議を行うことは可能ですが、地元住民との合意を得ることが必要となります。
54		33	発電設備	通常の火葬で3日間運転できるものとありますが、P39 (8) 燃料保管設備では、「火葬炉設備及び発電設備が1日あたりの最大火葬件数で3日間運転可能な燃料」とあります。具体的な3日間の発電機運転時間と火葬件数をご教示ください。	通常の火葬件数(28件/日)で3日間の運転が可能となるよう発電機運転時間及び燃料保管設備を計画してください。
55		42	告別室・収骨室	炉前を告別兼収骨室とする場合、火葬炉2炉で1室や3炉で1室として提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の添付資料8より、告別室・収骨室は7室を最低限計画してください。ただし、必ずしも2炉につき1室とする必要はなく、一部を3炉につき1室や1炉につき1室とすることは可能とします。
56				告別室内には、祭壇を固定する装置が必要でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
57		44	遺骨保管室	(前段)遺骨保管室について、遺骨は引き取り手がいない、あるいは、引き取りを希望しない場合の遺骨を預かるという理解でよいでしょうか。 (後段)また、遺骨保管庫はロッカーではなく、棚形式とすることもよいでしょうか。	(前段)お見込みのとおりです。 (後段)遺骨保管用ロッカーの仕様(棚形式等)については、事業者提案によるものとします。ただし、取り違いがないように留意した計画としてください。
58		46	待合ロビー	個別待合室の設置は不要であり、審査において加点とならないという理解でよろしいでしょうか。	火葬中の待合スペースについては待合ロビーの利用を想定しています。そのため、待合個室については必須施設とはしていませんが、待合個室の設置は、事業者の提案によるものとします。 審査における評価基準(評価項目・配点等)は、入札説明書等の公表時にて示します。
59		52	外構等	利用者の駐車場及び駐輪場は、工事期間中でも適切に確保出来るよう整備することとありますが、既存施設の運営に関する内容ですので明確な数値を設定していただきたい。	ご意見として承ります。 工事期間中の駐車場は、事業者の提案内容に応じて敷地外での確保も可とします。
60				工事期間中における、利用者駐車場(普通車・マイクロバス)の確保及び霊柩車の巡回等において、本敷地内で完結出来る提案を求めているのでしょうか。 仮設駐車場として、屋外を借地する等の考えはあるのでしょうか。	工事期間中においては、敷地内には、マイクロバス・霊柩車の寄り付けスペースを確保してください。駐車場は、事業者の提案内容に応じて敷地外での確保も可とします。なお、本市が別途用地を用意することは想定していません。

個別対話の回答

No	書類	頁	項目等	確認内容	回答
61	要求水準書(案)	57	建設業務	仮設火葬炉を用いた工事計画及び運営計画の立案は可能でしょうか。	仮設火葬炉を用いることは認められません。
62				建設企業に期待するポイント等があれば、教えてください。	本事業は、狭い事業予定地の中で既存施設の継続的な運営を前提とした建設工事が必要となることに加えて、敷地周辺には住宅が多くあることが課題と考えています。そのような条件下でどのように効果的な施設整備を行うかについて、民間ノウハウの活用を期待しています。
63		71	業務実施体制の届け出	業務従事者にて必要な各業務区分責任者、各業務担当者を選任・配置が求められておりますが要求水準書を満たす管理体制を構築した場合、非常駐でも可能との理解で良いか。	お見込みのとおりです。
64				維持管理・運營業務責任者(統括責任者)は要求水準書を満たす管理体制を構築した場合、運營業務責任者または維持管理業務責任者との兼務が可能との理解で良いか。	お見込みのとおりです。
65		81	防犯・警備業務	式場について、夜間は警備員のみが対応を行うこととしてよいでしょうか。	警備員を含め職員の夜間の立会は不要です。
66		82	残骨灰、集じん灰の管理・処理業務	現在のダイオキシン類の濃度測定は残骨灰処理委託業者が実施されているのでしょうか。	ダイオキシン類の濃度測定について、飛灰については年に1回実施しており、残骨灰については実施していません。
67				飛灰及び残骨灰の処理業者への引渡しはどの程度の頻度で行っているのでしょうか。	残骨灰及び集じん灰の処理業者への委託は年に1回の業務発注を行っています。基本的に契約後は月1回の引渡しを行いますが、成約時期により、業務開始が年度半ば、もしくはそれ以降になる可能性があるため残骨灰及び集じん灰については1年間分の保管スペースを確保してください。飛灰については、事業者により処理を行ってください。
68		85	修繕業務	火葬炉設備の大規模修繕費は含まないものとするがありますが、どの範囲からが大規模修繕となるのでしょうか。ご教示下さい。	要求水準書(案)P.8に記載のとおり、火葬炉設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕を大規模修繕としています。
69		89	業務従事者	夜間等において、運營業務責任者等が斎場に不在の場合であっても式場使用者から連絡がとれるような体制を整えること。受付対応業務として、業務従事者が斎場内で待機することも可とする。とありますが、夜間は機械警備とした場合緊急連絡先を明示すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70		91	予約受付業務	斎場の運営スケジュールについて、現在の予約時間と受付時間の関係はどのようになっているのでしょうか。 例えば、15分ごとや30分ごとに予約を受け、利用者にその時間を指定して来場いただくことも可能でしょうか。	現在は、1時間単位でのシステムによる予約受付となっており、予約時間の30分前から予約時間までの間に来場してもらうように案内をしています。予約システムは市内の5つの斎場で共通のものとなるため、これを30分単位等にすることはできません。ただし、事業者と葬儀業者との運用上の調整・工夫等により、30分単位等での運用を行うことは可能です。
71				現在の大阪市の斎場予約システムについては、別途今回の事業に合わせて変更を行うことを想定しているのでしょうか。事業者が提案する運営スケジュールに合わせた予約システムの変更が可能でしょうか。	必要に応じて市が改修を行います。

個別対話の回答

No	書類	頁	項目等	確認内容	回答
72	要求水準書(案)		利用者受付業務	施設使用料等の徴収業務において、使用料を払い込む金融機関に指定はあるでしょうか。	公金の支払いが可能な金融機関であれば、いずれの金融機関でも構いません。
73				「利用者に、副葬品として相応しくないものを口頭で確認し、必要があれば除去すること」とありますが、この取扱いは、現在の斎場の運営でも行われていますか。副葬品の取扱いについて、過去にご遺族とのトラブルはありませんでしたか。	現在の小林斎場の運営においても、副葬品については同様の取扱いとしています。特段のトラブルはありませんが、副葬品としてお断りしているガラス製品や電池などを納めたいとの要望を受けることがあります。
74				1日最大受入件数は28件もしくは42件のどちらで提案を行えばよろしいでしょうか。	通常時は1日28件とし、災害等の発生時には1日最大42件(1炉3回/炉・日)まで対応が可能となるよう計画してください。
75		93	柩受入・告別業務	1時間当たりの受入件数を最大5件とする運営スケジュールを想定されていますが、これはプライバシー確保の観点から難しいように思います。通常時は1日の受入を28件以上として、斎場の運営スケジュールは事業者の提案によるものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおり、斎場の運営スケジュールは、事業者が提案することで構いません。ただし、1日最大42件(1炉3回/炉・日)までの対応が可能となるよう計画してください。
76				1日最大42件受入は単年度当たりどの程度の頻度、回数を想定しているでしょうか。	1日最大42件(1炉3回/炉・日)までの受入については、災害等の発生時の最大受入件数の想定です。そのため、受入件数の想定については、通常時は1日28件とし、災害等の発生時には1日最大42件まで対応が可能となるよう計画してください。
77				広域火葬等を想定し、市の想定以上の件数を対応できるように提案することは可能でしょうか。	事業者の提案により、要求水準以上の火葬件数の対応を可能とする計画とすることは可能です。
78				災害時等において、1日最大42件の対応を行う場合には、通常時の人員・開場時間での対応を前提とする必要があるのでしょうか。	災害時等においては人員の増員、開場時間の延長をすることを想定しています。その場合の費用については、市と事業者の協議によるものとします。
79				94	遺体預かりについては、何時から何時までの対応が必要になるでしょうか。また、連絡があった場合には時間外の対応も必要になるでしょうか。
80		95	式場関連業務	既設式場の利用方法をご教示下さい。	式場は一昼夜利用可能な施設として場所貸しのみを行うこととしています。現在は、式場の設営等については利用者や葬儀業者が行っており、新斎場においても同様の対応を行う想定です。
81				式場を通夜で使用する場合、職員の立会が必要になるのでしょうか。	職員の夜間の立会は不要です。

個別対話の回答

No	書類	頁	項目等	確認内容	回答
82	要求水準書(案)		資料2 事業予定地・通行禁止エリア位置図	既存施設の北側を建設工事中に利用することは可能でしょうか。	既存施設の運用に必要なため、地下タンクへの給油やメンテナンス車両の動線を確保することを前提に利用することは可能です。
83				事業予定地への出入りは事業予定地東側道路からを基本とするとありますが、工事中の既存施設利用者の安全のため、工事車両の出入りを東側道路以外からとすることは可能でしょうか。	工事期間中も「資料2 事業予定地・通行禁止エリア位置図」に記載の内容を基本とします。本市と協議を行うことは可能ですが、地元住民との合意を得ることが必要となります。
84				事業予定地への出入りは事業予定地東側道路からを基本とするとありますが、南側道路は通行禁止エリアとはなっていません。利用者等の車両の出入りを南側道路からとすることは可能でしょうか。	
85				工事用車両の通行について、制約はあるでしょうか。	
86				資料3 事業予定地現況測量図	式場前の庇や敷地東側の屋外トイレ、敷地南西の管理棟南側の建物はどのように利用しているのか。
87	既存施設の煙突は現在利用されているでしょうか。	現在、既存施設の煙突は利用していません。			
88	資料8 必要諸室リスト(必須施設)	待合ロビー440㎡とありますが、待合室(個室)は不要という理解でよろしいでしょうか。必要であれば、室数をご教示ください。	火葬中の待合スペースについては待合ロビーの利用を想定しています。そのため、待合個室については必須施設とはしていませんが、待合個室の設置は、事業者の提案によるものとします。		
89	資料9 什器備品リスト	祭壇等の式場備品は、式場内に収納されているのでしょうか。	祭壇等は斎場が用意するものではなく、葬儀業者が持ち込むものを利用しています。そのため、式場について備品はマイク等の音響機器や椅子などを想定しており、いずれも現在は式場内のスペースに格納しています。		
90	資料11 火葬炉整備要件	予備空間とありますが、増設スペースを設けるということでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、現時点では火葬炉増設の計画はなく、また、敷地が狭あいであることから、予備空間がない計画としても要求水準未達とはしません。可能な範囲で事業者の提案により設けてください。		
91	資料12 アスベスト調査結果	アスベスト調査の結果について、含有資材等の位置関係等、追加の資料提示をしていただくことは可能でしょうか。	追加資料を別途提示します。		
92	資料13 主な維持管理業務項目一覧	維持管理業務項目の実施回数については、それを上回る提案をすることは可能でしょうか。	資料13に示す内容以上の提案を行うことは可能です。		
93	資料13 主な維持管理業務項目一覧	維持管理業務項目の実施概要にて回数が記載されていますが、要求水準書を満たす品質管理体制行う場合、事業者により仕様を定めて提案が可能との理解で良いか。	維持管理業務に関する項目や回数等は、資料13に示す内容を最低限必要な基準として考えています。事業者の提案により、資料13に示す内容以上の業務を行うことは可能としますが、それを下回ることは認めないこととします。また具体的な実施方法については、事業者の提案によるものとします。		

個別対話の回答

No	書類	頁	項目等	確認内容	回答
94	その他			サービスの対価の改定については、物価変動のみでなく、最低賃金の変動に応じた見直しを実施してもらいたい。	ご意見として承ります。
95				建設コストや人件費の高騰に伴う割増しを考慮した予定価格となっているか確認させていただきたい。	予定価格に関しては、事業の実施時期に合わせた金額を設定しています。具体的な予定価格は、入札説明書等の公表時に示します。
96				予定価格は、施設整備費と維持管理・運営業務を分けて提示されることは考えているでしょうか。	予定価格を業務区分に応じて、分けて示すことは想定していません。
97				斎場の予約状況について、より利用者からの需要が高い時間帯はあるでしょうか。	現在は、お昼前後の時間帯における需要が高い状況です。
98				霊柩車のルートや都市計画決定に伴う諸条件について何かあれば提示してほしい。	霊柩車のルートについては、地元住民との協議の結果「資料2 事業予定地・通行禁止エリア位置図」とおりとしています。都市計画決定に伴う地元住民との協議でも霊柩車等の通行ルートの遵守についての要望が多く寄せられています。